

工事等の進捗状況

プラスチック類資源化施設建設工事について

●今後の予定

<令和元年（2019年）>

10月 キュービクル設置・外構

11月 洗車棟・足場解体・受電

12月 消防・建築関係検査

<令和2年（2020年）>

1月 予備性能試験

2月 安定稼働試験

3月末日 しゅん工・引き渡し

4月 本格稼働開始



現焼却施設からの全体写真（9月5日撮影）

問 施設課 TEL 042-581-0443

新可燃ごみ処理施設建設工事について

●今後の予定

<令和元年（2019年）>

10月 内装仕上、ランプウェイ舗装、洗車棟、外構、受電

11月下旬 消防・建築関係検査

12月中下旬 試運転開始予定

<令和2年（2020年）>

1月下旬 予備性能試験

2月下旬 引渡性能試験

3月末日 しゅん工・引き渡し

4月 本格稼働開始



浅川上空からの全体写真（9月5日撮影）

問 浅川清流環境組合 TEL 042-589-0555

両工事ともに、環境・安全に配慮し工事を進めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

日野市

第33号 令和元年10月24日

クリーンセンターだより

発行：日野市クリーンセンター ☎ 042-581-0444 FAX 042-586-6606



第5回クリーンセンター 連絡協議会を開催しました

開催日 令和元年9月25日（水）午後7時から

会場 日野市東部会館 2階 会議室1・2

出席自治会 新石自治会、新井自治会、落川上自治会、
百草園団地自治会、百草園自治会

※今回から、百草園自治会も連絡協議会に参加していただくことになりました。

当日の内容

（1）日野市からの情報提供・意見交換

①プラスチック類資源化施設の工事進捗状況について説明を行いました。

（2）浅川清流環境組合からの情報提供・意見交換

①新可燃ごみ処理施設の工事進捗状況について説明を行いました。

②環境定点測定について5月末及び6月上旬に実施した夏季測定の結果及び次回に行う冬季測定について説明を行いました。

③非常事態の対応について説明を行いました。（次頁参照）

（3）その他

①次期施設建設に向けた協議の進捗状況及びごみ減量の各市の取組みについて、日野市、国分寺市、小金井市の各市が説明を行いました。

当日の資料は市ホームページで掲載しています。

会議の要点録は、作成次第市ホームページで公表します。

浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設における非常事態への対応について

今回は、非常事態に想定されることについて説明します。通常は想定されない非常事態になると、施設の運転継続が困難になるため、緊急停止（非常停止または緊急立下げ）をします。非常停止は、異常や故障に連動して止める自動停止と総合的に状況判断を人がして止める手動停止に分かれます。また、緊急立下げは、必ず状況判断を人が行うため、手動停止のみとなります。

非常事態が発生すると次のような流れとなります。

非常事態発生 ⇒ 緊急停止 ⇒ 原因調査 ⇒ 停止後の対応（施設のダメージ等の確認・点検・修理・清掃等） ⇒ 運転再開

次の①～⑥の場合、非常停止（自動停止）をします。

- ① ボイラーの水位が異常に低下した
- ② 制御に必要な空気圧力が異常に低下した
- ③ ろ過式集じん器に入る排ガスの温度が異常に高くなった
- ④ 誘引通風機（主たる排風機）が停止した
- ⑤ 3種類ある電源の全てが使用できなくなった
- ⑥ 震度6弱相当の大地震を感震器が検知した

非常停止

【解説】

⑤を例に説明すると、平時はごみ発電が主電源となり、発電をしていない時は、電気を買います。さらに電力会社が停電した場合は、非常発電機を電源とします。これら3種類ある電源の全てが停電した場合には、**自動的に非常停止**をします。この場合、排ガス処理ができず、さらに、ボイラーへの給水ができなくなりますので、一時的にボイラーが空焚きのようになり、何かしらの影響が出る可能性があります。これに対し、①②③④⑥の場合も**自動的に非常停止**をしますが、電気が使ええる状況のため、排ガス処理はできないものの、ボイラーへの給水ができるため、施設のダメージは少ないものと予想されます。いずれにしても、非常停止をし、施設に修理があったとしても周辺地域の環境に影響を与えることはないものと考えております。

【解説】

組合では公害防止基準値を超過した際の緊急停止や運転再開について、「運転停止・再開方針」を定めており、法令等で定める定期測定の結果が運転停止の基準に達した場合だけではなく、運転制御用の自動測定機の結果も反映し緊急停止をします。自動測定機で公害防止基準値を超える数値が検出された24時間後の数値（1時間平均値）が、公害防止基準値を超過する場合も運転停止の基準に達したものとして当該焼却炉の**緊急立下げ**をします。一般的に、一時的な公害防止基準値の超過の場合は、**異物混入や軽微な故障**（計器類の故障など）が疑われるため、速やかに計器類の点検などの必要な対応をとります。それでも状況が改善されず、運転停止の基準に達した場合は、**緊急立下げ**をします。この場合、ろ過式集じん器等での排ガス処理をしながら運転停止をするため、環境に対する影響を最小限に抑えることができるメリットがあります。これに対し、ろ過式集じん器の損傷など**重大な故障が疑われ、運転停止の基準に達した場合は、非常停止**（手動停止）をします。

【解説】

洪水ハザードマップによる当施設の浸水想定は3～5mです。多摩川水系の流域に2日間で588ミリメートルの大雨が降ることを想定して、当施設では地盤高のかさ上げと浸水対策を行い、現況地盤から3mの高さまで浸水しても運転に支障がありません。また、3mから5mまで浸水場合でも、電氣的に重要機器を5m以上の高さに設置しているため、被害が最小限となり、早期の復旧が可能です。

次の⑦の場合、周辺地域への環境影響を最小限に抑えた停止方法とする必要があること、また、判断を決定付ける要素が多岐に渡ることから、総合的な判断を人間が行い、非常停止（手動停止）または緊急立下げ（手動停止）をします。

- ⑦ 排ガス等の値が運転停止の基準に達した

非常停止
または
緊急立下げ

次の⑧の場合、浸水想定が3mを超える場合、緊急立下げ（手動停止）をします。

- ⑧ 浅川・多摩川が氾濫し、3m以上の浸水が見込まれる

緊急立下げ

そして、これら緊急停止をした場合は公表をします。

緊急停止をした場合、緊急停止に至った事由が解決され、または、運転することに支障がないことが確認された場合は、運転を再開するとともにその経緯を組合ホームページで公表いたします。

本施設では、以上のような非常事態を想定したハード面の対策のほか、ソフト面の対策として、施設を常時最高の状態を保つために運転・管理、メンテナンスを実施してまいります。

～その他の防災機能について紹介します～

当施設は、災害に強く設計されており、地震に対する強さは、避難所相当の強さです。建物6階の会議室やホールは避難スペースとして使用ができます。飲料水は井戸水を使用しています。ごみと運転に必要な薬品類があれば発電をします。また、運営会社側でも、水や食料の備蓄を行います。日野市で指定する避難場所ではありませんが、地元の皆さまにおかれましては、もしもの時の選択肢の一つになりうる施設ですので、当施設の有する防災機能等についても、ご紹介させていただきました。

